

令和8～10年度各務原市特定保健指導及び利用勧奨業務委託 質問回答書

No.	関連する資料	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書「5.業務委託内容」	訪問による勧奨について	訪問による勧奨業務についてですが、有資格者以外の対応は問題ございませんでしょうか。	事業説明および初回面談の日時案内のみであれば、有資格者以外での実施は可能です。